

県外本店の営業所等の本店扱い認定基準（建設工事）（※営業所等に求める要件）

分類 番号	建設工事		
	舗装	PC（プレストレストコンクリート）工事、鋼橋工事 （土木一式）（鋼構造物）	道路付属施設（標識、防護柵及び区画線） （とび・土工・コンクリート）（塗装）
基礎 条件	基礎条件は、営業所等の営業形態を判断する項目で全ての業種に共通するものです。納税の事実があり、営業実態が確認できること。		
	1	令和7年3月1日現在で営業所等開設後、一定の年月が経過していること。（連続20年以上）	
	2	長野県に在住する自社社員が10名以上営業所等に常勤しており、施工体制が整備されていること。（注1）（注2）（注4）	長野県に在住する自社社員が5名以上営業所等に常勤しており、施工体制が整備されていること。（注1）（注2）（注4）
	3	過去4年間に営業所等が管轄する区域において、それぞれの業種の元請として、かつ担当した主任（監理）技術者が申請営業所等に在籍していた社員である県工事の施工実績（令和3年4月1日から令和7年3月31日までに竣工した工事の実績）があること。（注5）	
4	それぞれの業種の入札参加資格を有する営業所等であること。		
技術 者	5	長野県に在住する主任（監理）技術者が2名以上常勤（令和7年4月3月1日現在で3か月以上連続して雇用していること）していること。（注3）	
	6	長野県に在住する舗装施工管理技術者（1級又は2級）が常勤令和7年4月3月1日現在で3か月以上連続して雇用していること。（主任技術者との重複可）	長野県に在住する路面標示技能士が常勤（令和7年3月1日現在で3か月以上連続して雇用していること）していること。（主任技術者との重複可）
機 械 力	7	自社名義又は長期リース（3年以上）のアスファルトフィニッシャーを営業所において保守・管理し、常時使用可能な状態にあること。（注4）	自社名義又は長期リース（3年以上）のラインマーカ車、ニーダ車等の路面表示の専用機械を営業所等において保守・管理し、常時使用可能な状態にあること。（注4）
専 門 性	8	次のいずれかに該当すること。 ○完成工事高全体に占める舗装の割合が35%以上であること。 【最新の総合評価値通知書における完成工事高】 ○営業所等のある建設事務所管内にアスファルトプラントを所有していること。 【共同所有プラントは出資比率50%以上】	長野県内にPC（プレストレストコンクリート）製品（橋梁又はロックシェッド、スノーシェッド）あるいは鋼橋の製作工場があること。
貢 献 性	9	令和4、5、6年度のいずれかに土木施設小規模補修工事の当番に登録※1していること、又は小規模維持補修工事等に係る施工体制確認型契約を締結※2していること（ただし、共同企業体にあつてはその構成員を含む。また、共同企業体の場合、除雪業務のみに従事する者として構成員になっている者は除く。） ※1 登録していない場合にあつては、令和8年度以降の当番申請を行う意志がある場合も可。この場合、有効期間は令和8年度以降の当番登録申請期間初日から。 ※2 締結していない場合にあつては、令和8年度以降の土木施設小規模補修工事の当番登録に代わる施工体制確認型契約（包括JV）に参加表明を行う意志がある場合も可。この場合、有効期間は令和8年度以降の施工体制確認型契約の参加表明期間初日から。	
入 札 参 加 可 能 業 種	・舗装工事		
	・PCは、土木一式のPC工事のみ ・鋼橋は、鋼構造物の鋼橋梁のみ		
・とび・土工・コンクリートのうち道路標識、防護柵のみ ・塗装工事の道路標示のみ			
ただし、上記5に定めた当該営業所等に常勤する技術者が、主任（監理）技術者として配置できる工事に限る。（鋼橋工事は除く）			

(注1) 長野県に在住とは、令和7年3月1日現在、長野県内に在住し県内市町村に住民票がある者をいいます。
(注2) 自社社員及び技術者については、健康保険（社保）の被保険者であることが必要です。
(注3) 主任（監理）技術者とは、建設業法第26条及び第7条第2号及び第15条第2号に定められた技術者をいいます。
(注4) 『連結財務諸表原則』の定義に該当する連結子会社の社員、機械を含みます。（ただし建設関連産業に限る。）
(注5) 「小規模補修工事の当番による工事」及び「小規模維持補修工事」の実績については、認定申請する各業種ごとに1件以上の実績が必要です（同一の工事をもって複数の業種の実績とは認めません。）。また「標識設置のみ」のような簡易なものは除きます。